



海上保安部長公示第30-6号

港則法第39条第1項及び第43条の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止したので、同法第39条第2項及び第43条の規定により公示する。

平成30年8月23日

尾鷲海上保安部長



長島港における航泊の禁止について

長島港において、「2018きほく灯籠祭」に伴う花火大会が行われるため、下記により一般船舶（当該行事に従事する船舶及び尾鷲海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、本大会が実施されている場合に限る。

記

1 期間

平成30年9月8日（土）1930から2130（花火打上げ終了時）までの間
（雨天等による中止の場合は、平成30年9月9日から9月14日の同時刻に順延）

2 区域

長島港西長島地区防波堤灯台から230度190メートルの点を中心とする半径
320メートルの円で囲まれた海面

3 備考

警戒船3隻が上記海域付近の警戒に当たる。